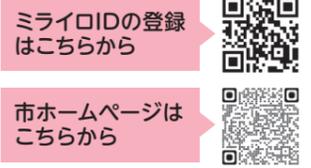


デジタル障害者手帳「ミライロID」が利用できるようになりました



11月1日から、障害のある人が市内公共施設で障害者割引を受ける際の利便性を向上するため、スマートフォン向けアプリ「ミライロID」が利用できるようになりました。お持ちの障害者手帳に代わり、窓口等でミライロIDの画面を提示していただくことで、これまでと同様の障害者割引制度を適用します。
※従来の障害者手帳原本の提示による割引も引き続きご利用いただけます。

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちでミライロIDの登録をされている方
利用できる公共施設等 市ホームページからご確認ください。
▶地域福祉課 (☎64・3204)



固定資産(家屋)の届け出について

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。令和4年中に家屋を取り壊す等変更があった場合は、年末までに市税課資産税係まで届け出てください。
家屋滅失届 家屋の一部または全部を取り壊したとき。
※登記済家屋の場合、年末までに法務局で滅失登記をしていただくことで市への届出は不要になります。
未登記家屋の名義人変更願
相続・売買等によって未登記家屋(法務局で登記されていない家屋)の名義人を変更したとき。 ▶市税課 (☎64・3146)

償却資産の申告をお願いします

固定資産税は土地や家屋のほか償却資産(事業用資産)も課税対象となります。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在において所有している資産を、1月末日までに申告していただく必要があります。
償却資産とは 土地、家屋以外で事業のために所有している構築物、機械、器具、備品等で、その減価償却額(費)が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるものです。
※耐用年数を経過した資産でも事業用に所有している場合は申告対象となります。
申告していただく方 令和5年1月1日現在、たつの市内に償却資産を所有している方。確定申告をしている場合も市への申告が必要です。
※令和4年中に事業の廃止または解散をされた方や、相続等によって代表者が変更になった方は、その旨を申告してください。

申告の必要がない資産 自動車、農耕トラクタ(最高速度が時速35km未満)等の自動車税の課税対象となる車両
申告書類 令和5年度課税標準額合計が免税点(150万円)未満の方に、今月、資産の所有状況等を記した「償却資産申告済明細一覧表」を送付しますので、内容を確認してください。資産の増減および廃業、代表者の変更等内容に変更がある場合は申告の必要がありますので、ご連絡ください。
また、課税標準額合計が免税点以上の方には、12月中旬に申告書類を送付します。
なお、新規事業者や市からの書類が届かない事業者で、申告の必要があると思われる方は、書類を送付しますので、ご連絡ください。
提出先 市税課資産税係、各総合支所地域振興課
▶市税課 (☎64・3146)

農業委員会だより メリットが盛り沢山「農業者年金」に加入しませんか?

農業者年金は、60歳未満の国民年金第1号被保険者で農業者の方または60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者で農業者の方であれば誰でも加入できます。
保険料は月額2万円を基本に(若年者には国庫補助あり)自由に設定・変更でき、所得税・住民税の社会保険料控除の対象となります。また80歳までの保証付き終身年金で、将来受け取る年金も公的年金等控除の対象となります。
農業者年金に加入して豊かな老後に備えましょう。

農業者年金加入推進相談会
年金専門員が個別相談に応じます。
とき 11月29日(火) 13時30分~16時
ところ 市役所本館3階303会議室
※事前予約制です。参加を希望される方は、11月25日(金)までに電話で予約をしてください。
▶農業委員会事務局 (☎64・3185)

マイナンバーカード 取得は、お早めに!

メリットいっぱい!
これからは手放せない
『マイナンバーカード』

令和5年5月中にはスマホにマイナンバーカードの機能を搭載予定!
スマホだけでさまざまなことが可能な社会に!

メリット1 コンビニで各種証明書を取得できる!
令和5年1月から戸籍証明書も発行
住民票

- 住民票、印鑑登録証明書、所得証明書、新型コロナワクチン接種証明書などを市役所に行かずに取得できます。
- 利用時間は、毎日6:30~23:00で、窓口よりも**100円安**く取得(新型コロナワクチン接種証明書を除く)できます。

メリット2 医療サービスがより便利になる!
健康保険証として利用でき、就職、転職等、切り替え手続中でも利用可能です。また、限度額認定証なしで、限度額で受診できます。また、正確なデータに基づく診療、薬の処方が受けられます。スマホがお薬手帳になり、医薬品情報が確認できます。

メリット3 情報の取得や、行政手続きのオンライン申請ができる!
本人が照会することで、世帯、住民税、医療、子育て、介護、年金情報をオンラインで確認できます。
児童、介護、国民年金の免除申請等の手続き、確定申告をオンライン申請できます。
転出、転入手続がワンストップでできます。(令和5年2月から)

メリット4 最大2万円分のマイナポイントがもらえる!
①カードの新規取得で5,000円分
②健康保険証として利用登録すると7,500円分
③公金受取口座を紐付けすると7,500円分
上記3つで**最大2万円分**のポイントがもらえます。
マイナポイント申込期限の令和5年2月末日までにチャージまたはお買い物!
カードの申請期限が令和4年12月末日まで延長されました。

まだまだあるメリット

- 顔写真付き身分証明書として利用できる。
- 印鑑登録証として利用できる。
- アプリでワクチン接種証明書を発行できる。
- 証明書自動交付機を利用できる。
- たつの市、姫路市、相生市、赤穂市、加西市、福崎町、神河町の図書館が利用できる。
- 公金受取口座を登録できる。
- 不在者投票用紙の請求ができる。

もっともっと使えるものに!!

令和5年度 ★スマホにマイナンバーカード機能を搭載
・民間事業者へ、公的個人認証による基本4情報の提供

令和6年度 ★運転免許証との一体化
・預貯金口座へのマイナンバー登録
・国家資格等情報との連携

▶【カード交付、ポイントについて】市民課 (☎64・3123)
▶【制度について】デジタル戦略推進課 (☎64・3203)
マイナンバーカード取得者には、生活支援給付金を上乗せして支給します! 詳しくは、市ホームページをご覧ください。→